

監 査 の 対 象	子育て支援部 保育幼稚園課	
指摘を受けた監査結果	令和3年度 後期 監査結果報告書	
	監査の結果	措置の内容
<p>○指摘事項</p> <p>契約事務について</p> <p>川原保育所シロアリ駆除業務委託(1,076,000円)については、園舎内及び樹木の広い範囲に被害を確認し、一刻も早く駆除作業を行わなければならないという理由から、契約起案には、地方自治法施行令第167条の2第1項第5号により随意契約とし、複数業者と見積合わせを行ったと記載されていた。しかし、緊急を要し、コロナ禍では複数の部外者が現場調査に保育所内へ立ち入ることを避ける必要があったことから、事前に調査を行った業者に他2者の見積書の徴取を依頼していた。</p> <p>見積書は、市が各業者から直接徴取すべきであり、このような方法は公平公正を欠く不適切な事務処理と言わざるを得ない。</p> <p>さらに、この契約においては、起案の記載内容の不備、電子決裁への見積書の添付漏れ及び契約書への収入印紙の貼付漏れ等、複数の不備も発生しており、契約事務において部署内でのチェック機能が働いていなかった。</p> <p>上席者は、決裁時に適正な事務処理の確認を徹底し、特殊な事案の際は、担当者任せとせず、部署内で適切な契約方法を協議するなど組織としての対応が必要である。今後このような事象が発生しないよう再発防止を講じられたい。</p>		<p>今回の指摘を受け、契約・財務事務に関する課内研修を実施し、適正な事務処理についての正しい知識の習得と理解に取り組みました。今後も定期的に研修を行い、再発防止を徹底します。</p> <p>契約締結にあたっては、契約・起案に関するチェックシートを作成し、これを用いて上席者を含めた複数の職員で起案や契約書の記載事項の確認を行い、佐賀市財務規則の規定に基づき適正に処理を行うよう徹底します。</p> <p>また、特殊な事案の際は、課長・係長・担当職員の情報共有を密に行い、十分に課内で協議し、適切な契約方法を選択するよういたします。</p>